

新しい小学校と中学校の学校名が決定しました！

問 学校統合推進課 Tel 0493-62-0823

町内小中学生からの応募69通を含む合計309案の学校名案が寄せられました。この中から、小中学生、一般町民等を対象に実施した校名候補投票の結果を参考に、統合準備委員会、町教育委員会、嵐山町総合教育会議を経て新しい学校名が決定しました。

【小学校名】^{らんざんちやうりつ むさし らんざんしょうがっこう}嵐山町立武蔵嵐山小学校

【中学校名】^{らんざんちやうりつ むさし らんざんちゅうがっこう}嵐山町立武蔵嵐山中学校

後期高齢者医療保険の資格確認書等の取扱い(変更)

問 町民課
Tel 0493-62-2154

昨年度に保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証を基本とする運用に移行いたしました。多くの方にマイナ保険証をご利用いただいておりますが、厚生労働省より取扱い変更について連絡がありましたので、変更点についてお知らせいたします。

現在、後期高齢者医療保険にご加入中、もしくは今後加入される方へ

『資格情報のお知らせ』および『資格確認書』

マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応として、デジタルとアナログの併用期間を確保する観点から、令和7年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、『資格確認書』のみを交付し、『資格情報のお知らせ』は交付しないとしておりましたが、この期間を令和8年8月の年次更新まで延長いたします。

＜変更前＞令和7年8月の年次更新まで ⇒ ＜変更後＞令和8年8月の年次更新まで

- ・新規加入者および保険証の記載事項に変更が生じた方
⇒変更前と変わらずマイナ保険証の保有状況にかかわらず『資格確認書』が交付されます。
※登録済みの方はマイナ保険証をご利用いただくことも可能です。

毎年7月中旬以降に新しい保険証をお送りしていましたが、後期高齢者医療保険にご加入中の方は、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書が送付されます。

国民健康保険の対応

国民健康保険につきましては、現在の運用から変更はございません。今後新たに確定された事項や変更点等がありましたら、ホームページや広報を通じて皆様方に改めてご案内させていただきます。

Information

マイナンバーカードを、運転免許証として利用できるようになりました

問 埼玉県警察 運転免許センター Tel 048-543-2001

3月24日から、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりました。(マイナ免許証)

【メリット】

- ①住所変更は自治体に届けるのみ ②更新時オンライン講習が受講可能
③住所地以外での更新の迅速化、申請期間延長 ④更新手数料が安くなる

※マイナ免許証は強制ではありません。免許証は3つのタイプです。

- ▶従来の免許証のみ ▶マイナ免許証のみ
▶従来の免許証とマイナ免許証の両方

【注意点】

マイナンバーカードと運転免許証の一体化をする際は、6～16桁の署名用電子証明書暗証番号が必要になります。署名用電子証明書暗証番号がご不明な方は、町民課でお手続きが必要になりますので、町民課までお問合せください。

嵐山町総合振興計画審議委員 兼 総合戦略策定委員を募集します

問 地域支援課 Tel 0493-62-2152

町では、次の計画等の改定・策定に際し、委員の公募を行います。

改定・策定予定の計画 ▶第6次総合振興計画 改定 ▶第3次総合戦略 策定 公募人数 1名(応募多数の場合選考)

公募条件 本町に住居登録(1年以上)がある20歳以上で、次の項目に該当する方

- ①町税、水道料金等滞納していない方 ②平日の日中に会議出席可能な方

会議等予定 年3回程度 任期 6月～令和8年3月(予定) 報酬など 町の規定により支給

応募締切 5月16日(金) 応募方法等は町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

令和7年度の国民健康保険税率改正のお知らせ

問 税務課 Tel 0493-62-2153

国民健康保険制度を持続可能なものとするため、また、埼玉県内の国民健康保険税率の統一へ向けて令和6年度より段階的に、国民健康保険税率の見直しをいたします。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

改正内容

		令和7年度	令和6年度	増減
医療分	所得割	7.6%	7.0%	+0.6%
	均等割	40,000円	33,000円	+7,000円
支援分	所得割	2.6%	2.5%	+0.1%
	均等割	15,000円	14,000円	+1,000円
介護分	所得割	2.2%	2.1%	+0.1%
	均等割	16,000円	15,000円	+1,000円
合計	所得割	12.4%	11.6%	+0.8%
	均等割	71,000円	62,000円	+9,000円

「所得割」は加入者の所得に対して税率をかけて計算するもので、「均等割」は世帯の加入人数(年齢問わず)に税率をかけて計算するものになります。

※「介護分」は40歳から64歳の被保険者(加入者)にのみ課税されます。

試算例 01

＜年金生活のご夫婦の場合＞

夫：72歳 年収：240万円(年金) 妻：70歳 年収：80万円(年金)

【改正前】 年税額：157,800円

	所得割	均等割
医療分	60,900円	52,800円
支援分	21,700円	22,400円
介護分	—	—
合計	82,600円	75,200円

【改正後】 年税額：176,700円(18,900円増)

	所得割	均等割
医療分	66,100円	64,000円
支援分	22,600円	24,000円
介護分	—	—
合計	88,700円	88,000円

試算例 02

＜給与収入の3人家族の場合＞

夫：42歳 年収：300万円(給与) 妻：40歳 年収：50万円(給与) 子：3歳

【改正前】 年税額：302,300円

	所得割	均等割
医療分	111,300円	66,000円
支援分	39,700円	28,000円
介護分	33,300円	24,000円
合計	184,300円	118,000円

【改正後】 年税額：332,600円(30,300円増)

	所得割	均等割
医療分	120,800円	80,000円
支援分	41,300円	30,000円
介護分	34,900円	25,600円
合計	197,000円	135,600円

令和7年度の税額が試算できます！

詳しくは、嵐山町ホームページまで ※加入者の生年月日・収入を入力する必要があります。



急なお泊まりにも対応！
昼も夜も、いつものデイサービスで安心！

見学・無料体験 随時受付中！
プチモンド・プチモンド都

【お問い合わせ・お申込み】
一般社団法人プチモンド
比企郡嵐山町菅谷140-5
・地域密着型デイサービス
・有料老人ホーム

0493-62-2552 広告

こんなお悩みございませんか？

手すりを取り付けたい！

スロープを設置したい！

でも、どこに頼んだらいいの？

介護と建築のプロである介護福祉建築士が
ご自宅に伺い、丁寧にご提案いたします。

地域のくらしを
応援する

なごみ空間工房

「施工事例」
Instagram

0493-63-1887
〒355-0221 嵐山町菅谷141-2